報告第２号

令和７年度匝瑳市病院事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、下記のとおり令和７年度匝瑳市病院事業資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和８年８月２８日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

記

資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）	事業の規模（千円）
－	２０．０	２，１４４，５７３